

令和7年9月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「非核平和宣言都市香芝の役割」

○青木恒子 皆さん、おはようございます。日本共産党の青木恒子です。どうかよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきます。

日本共産党は、党をつくって103年になります。命がけで戦争反対を貫いた党として、平和と民主主義を守る先頭に立ってきました。

世界では、2017年国連会議を経て、122か国の賛成によって人類史上初めて核兵器を違法化とする核兵器禁止条約が採択されました。世界の流れは、核抑止ではなく核兵器廃絶に向かっています。

日本は、戦後80年の節目、唯一の戦争被爆国の役割は世界にとっても大きい存在であると考えます。核兵器廃絶に向けた被爆者の世界への訴えは、世界の人々の心に届き、被爆者を先頭とする市民運動被団協が輝かしいノーベル平和賞を受けるという、市民運動が世界を動かすという状況を生み出してきました。

香芝においても、1985年、非核平和宣言都市が平和を求める市民の声が議会を動かし採択されました。核兵器廃絶と世界の恒久平和を願う日本の平和憲法に基づいて、住民の平和で安心できる暮らしを守る取組が毎年行われてきました。市役所前の非核平和宣言都市のモニュメント、平和関連イベントへの参加、戦争展、市長と市民団体の懇談、市民の平和行進、平和マラソンなど、香芝市行政は非核平和宣言都市として、市民と共に歩んで支えてきた歴史があります。今後も、香芝市は、平和の中で住民が安心して暮らしが守れる自治体にと願っています。

そこで、**非核平和宣言都市香芝の役割について、市長の見解を市民のほうに伝えていただきます**ようによろしくお願いします。

壇上からは、平和に関する質問です。よろしくお願いします。

○市長 おはようございます。

ただいまの青木議員のご質問にお答えいたします。

数多くの貴い命が失われたさきの大戦から80年もの歳月が過ぎ去りました。戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、戦争の悲惨さと平和の貴さを風化させることなく、夢と希望に満ちあふれた平和な世界を持続可能なものとして未来の子供たちへと引き継いでいくことが、私たちに課せられた使命であると考えてございます。

私は、市長といったとしても、恒久平和の実現と、希望と活力に満ちあふれ、心豊かに暮

らせる香芝市を築いていくため、全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

また、私の核兵器の廃絶に向けた見解につきましては、日本政府と同様のものでございまして、アメリカ合衆国やロシア連邦、中華人民共和国等の核兵器保有国が締結する見込みのない核兵器禁止条約により、核兵器のない世界を実現することにつきましては困難であると考えております。したがいまして、我が国といたしましては、核兵器保有国と非保有国が広く参加する核兵器不拡散条約、N P T体制を基盤として対話や取組を進めていくべきであるものと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 平和を守るという1点ということで、市民と共に共同でこの問題を追及していくのではないかというふうに感じました。

今、ガザとかウクライナで本当にいつ核兵器が使われるのかという不安を世界中が心配しているところです。この核兵器の問題は、市民にとっても、命と暮らしにとっても本当に大事な問題ですので、今後とも市民との懇談も深めていただきますように、よろしくお願いして質問を終わります。

「子どもの権利条約にそったこども権利条例の制定について」

○青木恒子 2番目についてまいりたいと思います。

今日の質問は、大きく、この平和の問題と、そして2つ目は、子どもの権利条約に沿った課題について質問したいというふうに思います。そして、3つ目は二上山の産業廃棄物処理問題についてでございます。

それでは、子どもの権利条約についての理念、香芝市として、今後、この子どもの権利条約に沿った条例制定のスケジュールなどを教えてください。市長のほうにお願いします。

○市長 子どもの権利条例の制定に当たりましての理念と、また今後のスケジュールについてのご質問でございます。

令和7年3月に策定をいたしました香芝市こども計画におきまして、次の世代を担う子供たちの育ちを支援するために子供の権利を守っていく必要があり、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約でございましたり、児童憲章の理念に基づきまして、子供の視点に立った考え方を尊重していく旨の記載をしてございます。

子どもの権利条例の制定に当たりまして、本市といたしましても、この理念に基づきまして、子供たちが市政等に対して意見を表明する機会を保障する規定や、単なる理念的な内容にとどまらない子供の具体的な権利について、法規範性を伴う規定を置くことを検討をしている段階でございます。

また、これにつきましては、大阪弁護士会から、条例の制定に当たってもあらかじめ子供たちの意見を聞く機会を設けることが望ましい旨の助言を得たため、令和7年7月25日には香芝市こども議会を開催をいたしました。

今後のスケジュールといたしましては、これらの検討が、検討中でございますので、そういう進捗状況にもよりますけれども、おおむね半年から1年程度をめどに条例の提案を市議会にもさせていただきたいと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 ありがとうございます。

こども議会ということで、早速、子供の意見を聞くという、そういう議会をされたということについては、本当に今後も続けていってほしいというふうに思います。

子どもの権利条約は、日本は批准して31年目になります。国連で1989年に採択されて、現在、国連加盟数196の国で締約しています。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

この子どもの権利条約は、生命、生存、発達に関する権利、そして子供の最善の利益、子供の意見の表明の尊重、差別の禁止と、この4つの原則を基につくられているものです。ぜひとも、このことをあらゆる子供の政策の中に生かしていただきたいとお願いするとともに、何としても今の日本の子供たち、本当に学校に行きたくない、行きづらい、学校が苦しい、そういう声もたくさん聞かれています。また、2023年の閣議決定では、こども大綱で、子供、若者を権利の主体として、意見表明権と、自己決定や年齢や発達段階に応じて尊重し、子供、若者の最善の利益を第一に考えることが政府の子供施策の基本的な方針となっています。この方針に、香芝市も自治体として取り組んでいく必要があるというふうに思います。

しかし、残念ながら、この1万人の調査をしたときに、この権利条約を知らないという人が59%の子供たちに見受けられます。そして、子供は、自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重しているというのが本当に少ないという、そういう数値も出ています。子供に対する痴漢、性暴力、子供の自殺、不登校の急増と、本当に今、子供たちは大変です。

国連の中では、日本政府は、国連・子どもの権利委員会から子どもの権利条約の保障が日本は不十分だと勧告を繰り返し受けています。教育制度の過度に競争的な性格、子供の肉体的、精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子供が最大限可能なまでに発達することを妨げていると。そして、2004年には、自己に関するあらゆる事柄について自由に意見を表明する子供の権利が尊重されていないと、条約の根本に関する非常に厳しい評価がでています。

ユニセフにおきましても、2020年、日本の子供の精神的幸福度は先進国38か国中36位と下から2番目です。そして、自殺も増加しています。

全国学力テストの点数の序列化、学校現場は過度な競争主義、全国の知事会でも都道府県で順位をつけても意味がないという声も出ているところです。教育を数値で評価し競わせる競争主義や、ゼロ・トレンス、寛容ゼロなどの管理主義が学校を息苦しい場にしています。教育の自由、自主性を保障し、学校を子供も教師も安心できる場にしていく必要が今こそあるのではないかというふうに、この資料を読んでいて思ったわけです。

そこで、2つ目の質問をします。

今から質問するのは、こども誰でも通園制度についてです。

この制度は国が一方的に決めたもので、国民の医療保険から700円から1,000円の徴収をして行うという国民負担の制度ということです。納得のいくものではありません。

成長途上にある子供の権利を、子供自身が行使するためのサポート役を果たすという観点で質問します。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めている条例が今国会議案に上がっていますが、改めてこの条例の概略と目的、開始までのスケジュールについて教えてください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

本条例は、本市で実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について内閣府令で定める基準に従い定めるものでございます。

本市が直営する乳児等通園支援事業は、旭ヶ丘幼稚園で実施する予定でございます。令和7年11月頃に施設の工事に着手し、令和8年4月1日から事業の開始を目指しているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 来年から始めるということで、準備を急がれるということで条例を制定というふうな動きになっているということです。

福祉教育委員会で、この間、質問しましたが、旭ヶ丘幼稚園にその通園施設をつくると。そして、今ある2つの学童保育の一つを除却して、そして整備を併せてしていくことで、大体の予算ということで1,700万円と聞きまして、結構な費用だなというふうにとても驚いたわけですけれども、そのことについてはまた次の質問につなげていきたいと思います。

国からの情報不足や、名称も変わるなど、全国の自治体では、担当所管や議会でも十分な審議をして、12月議会で条例を定めると聞いています。香芝市では、審議が不十分で急ぎ過ぎているのではないかと、現場や、今、民間でやっている一時預かり事業の調査など、やはり十分していく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長 乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく給付制度として、令和8年4月1日から全自治体で実施するよう義務づけされているものでございます。

乳児等通園支援事業の実施に当たっては、保育室等の整備や保育士等の人材確保のために、一定の準備期間が必要であることから、本条例については、本市だけでなく民間施設においても、よるべき基準を定めるものでありますので、準備に万全を期するためにも、本定例会での条例の成立を目指す必要があるものと考えてございます。

○青木恒子 なぜそういうふうに急ぎ過ぎるのかということについては、まだ私自身は疑問が残るところです。

そして、6月に質問したときに、専用保育室はどこなのかということにつきましては、ま

だ決まっていなかったと。そして、視察も行けないような状況の中で、急遽、旭ヶ丘幼稚園になったということについては驚いているわけです。それが、審議が不十分ではないかということです。

そして、あと民間で一時預かり事業をやっていて、香芝市の公立保育所ではやっていないという、この近隣では結構やっているわけです、1か所。近隣では、そういう公立保育所の一時預かり事業を膨らませながらこの制度を生かしていくという、そういう事態を考えてみると、やはり民間委託をしていくことが、いかに行政、保育を遅らせていくことではないかということを実感しています。

まさに、このゼロ歳から3歳までの子供を、全く関係のない、連携も取れていない親御さんから子供を預かるという、そういう大変なことになります。この子どもの権利条約を、ゼロ歳から3歳の気持ちを考えましたら、2023年度に重大事故が起こりました。重大事故で、死亡事件が6件あったんですけども、ゼロ歳児が4件、1歳児が1件、2歳児が2件と、この取組の集中したところに事故のリスクが多いということです。そういう意味におきましては、この香芝市では一時預かり事業は民間でやっているんですけども、もっとほかの案がなかったのかどうか、集団で保育をしているところの横につくることはできなかつたのかどうかについてお尋ねします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

一時預かり事業は、保護者の就労や病気などの理由で、家庭での保育が困難な場合に一時的に利用することができる制度であり、保護者の必要性に対応することを目的としております。

一方で、乳児等通園支援事業は、保護者の就労状況にかかわらず全ての未就園児が利用できる制度でありまして、保護者のために預かるものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長していくように、子供の育ちを応援することを主な目的としてございます。

一時預かり事業と乳児等通園支援事業は、必ずしも一体的に実施しなければならないものではございません。

本市が直営で実施する事業では、市内全域から利用しやすく、専用室が確保できることを踏まえ、旭ヶ丘幼稚園で実施することとしたものでございます。

以上でございます。

○青木恒子 子供の発達を保障することでは、保育にたけた人、たくさんの集団で見していくことが大事だと。そういう意味においては、保育事業をやっているところの近くでやるということが、何よりもリスクを少なくする大きな要因ではないかというふうに思います。

まず、なぜ旭ヶ丘幼稚園でされたのかという理由ですけれども、それはどうでしょうか。

○子ども家庭部長 旭ヶ丘幼稚園で実施する理由といたしましては、先ほど来申し上げましたように、市内全域から利用しやすい場所にある、送迎用の駐車場や専用室が確保できる

こと、また場合によりましては、先ほどおっしゃっておられるように、他の園児の交流や外遊びの場のために園庭が備えられているというようなことも理由でございます。

また、香芝市の公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針におきまして、旭ヶ丘幼稚園は休園することとはされていないなどの条件が整っているためございます。

以上でございます。

○青木恒子 旭ヶ丘幼稚園ということなんですが、私のそういう考えにおきましては、総合福祉センター内のつどいの広場とか、いつでも子供たちがそこに行けるという、預ける側もあそこに行けば子供のことが相談できると、そして虐待の相談も含めて、福祉センター全体で子供を温かく迎え入れるという、そういう条件があるにもかかわらず、そういうふうに旭ヶ丘幼稚園で1,700万円を使ってするということについては、いかがなものかというふうにも思います。

次は、要望としてお伝えしています保育士不足、そして子育て不安に対して、これは国が一方的に決めた制度であります。子供たちにとってリスクの高い事業だけに、香芝市行政としては責任重大です。今後、この事業をする民間事業所と保育行政が中心となって検討委員会の充実を図っていっていただきたいと思います。

2026年は、国の公定価格の設定になっていますので、国のはうには面接の時間も配慮してもらうと、そして基準の引上げや保育単価の引上げの要望なんかをしていっていただきたいと、国に対しての要望をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に進みたいと思います。

学校運営協議会について質問したいと思います。

これも子どもの権利条約に沿ってということです。

質問で、学校運営協議会というのはどういう組織なのか教えてください。

○教育部長 お答えします。

学校運営協議会は、教育委員会によって学校ごとに設置され、学校運営の改善及び園児または児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とした附属機関でございます。

以上です。

○青木恒子 各学校にあって、その学校の地域の方々の声なんかも届くという組織ということで分かりました。

そうしたら2番目で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいてつくられた香芝市学校運営協議会会則では、協議会の目的はどういうふうに書かれているでしょうか。

○教育部長 学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、香芝市教育委員会及び校長の権限の責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や保護者等による学校運営への支援、協力を促進することにより、保護者等と学校との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

以上です。

○青木恒子 よく分かりました。

本当に保護者、地域住民の学校運営への参画ということで、地域の皆さんとの声、保護者の声をつかんでいくということだと認識しました。

学校運営協議会を効果的に運営するため、香芝市教育委員会としてはどのような支援を行ってきましたか。

○教育部長 学校長等の管理職の教員に対して、奈良県教育委員会事務局人権地域教育課から指導主事を講師として招聘し、地域と学校が共通の目標を持ち、共に子供たちを育てていくための研修の実施や、また各学校のニーズを踏まえた研修を実施するため、文部科学省が行う学校運営協議会の運営に識見及び実績を有する人を講師として派遣する事業を紹介しております。

以上です。

○青木恒子 じゃあ、委員になられる方は、この学校運営協議会がいかに大事かということをお互い深め合いながらやってきたということについて分かりました。

教育委員会の、適正な運営を確保するためにいろんな研修だったりをやっているということについてですけれども、教育委員会及び、こういうことも書かれていたと思います、14条の協議会の適正な運営を確保するための必要な措置というところで、教育委員会は協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言をするとともに、協議の運営が適正を欠くことによって学校運営に支障が生じ、または生じるおそれがあると認める場合は、協議会の適正な運営を確保するため、いろんな措置をしていくと。教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

情報の提示、情報の提供ということについては行われてこられたというふうには思うんですけれども、今起こっている問題について、情報提供していかなければならない。例えば、学校統廃合の問題であったり、防犯カメラの問題だったりとするわけだと思います。

次、4番目の質問をします。

学校運営協議会は、どのような法令に基づいて運営されてきたんでしょうか。

○教育部長 お答えします。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、香芝市学校運営協議会規則及び香芝市学校運営協議会取扱要綱を定め運営をしております。

以上です。

○青木恒子 法律において位置づけてきて、それに沿ってやってきたと、上位規定があるという形で運営されてきたということが分かりました。

それでは、次に学校運営協議会の委員はどのように選定されてきたんでしょうか。

○教育部長 香芝市学校運営協議会規則第6条の規定により、協議会の委員は12名以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員のほか、教育委員会が適当と認める者のうちから、対象学校の校

長の推薦により教育委員会が委嘱または任命をしているものでございます。

以上です。

○青木恒子 その選ばれた委員は、委員の報酬及び費用弁償は、香芝市の特別職の職員で非常勤者の報酬及び、そういうふうな特別職の職員というふうな形で、公務員というふうな形の、特別職という位置づけで報酬を受けてやられているというふうに思います。1回1,500円というふうに書いてあったと思うんですけれども。

次、じゃあ学校運営協議会の、この資料を資料請求をしましたところ、選定の在り方とか、議事録がおかしいなということが明らかになってきました。委員としては市会議員、教育委員が委託されていることや、保護者が委託されていない学校があることなど、疑問が生じてきたわけなんですけれども、教育委員会はこのことをご存じでしょうか。

○教育部長 今、議員お述べのとおりのことについては、承知しております。

以上です。

○青木恒子 承知されていたということは、部長については、このたびの教育部長ということで、本当に過去のこととかなかなか大変だったと思うんですけれども。

実は、でもこういうふうな法を守るようにと指導すべき教育委員会が、法を守られていなかったということが明らかになったわけですけれども、例えば、現職の教育委員が3か所の、関屋、二上、西中に任命されているというはどうでしょうか。

○教育部長 同じ人が3か所に任命されているというところにつきましては、特に何か法令、要項等、そういうしたものに違反しているものではないと考えますが、そのあたりについては、また今後、確認させていただきたいと思います。

以上です。

○青木恒子 各学校で満遍なくというふうな形でやっている、地域の学校を何とかしようという人が、しかもそれが教育委員であると。任命する側の人間が、任命される側に入り、やるというのは、二重におかしいというふうに思いますので、このことについてはしっかり検討していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、各校にも含めて、委員として市会議員が入っていたというふうに思うんですが、そのことについては、市会議員は、例えばこれは7条のところに、委員として、地位を営利行為、政治活動、宗教活動などに不当に利用することはあかんというふうに書いているわけですけれども、明らかにそういうふうな政党名のある議員がここに任命されるということについては、これに違反しているのではないかでしょうか。

○教育部長 過去に、そういう委員としていたわけですけれども、それにつきましては、現在は見直しております。

以上です。

○青木恒子 そういうふうにして間違いを正していくのはすごく大事だと思うんですけれども、教育委員会は、委員を解任するときには、その理由を示さなければならないというふうにあります。ぜひとも、そういうことで、この原則に沿って、このポリシーに沿って、こ

の学校運営協議会の、香芝がつくった制度に沿って運営していっていただきたいというふうに思います。

そして、じゃあ次に移りたいと思います。

次は、学校統廃合の問題についてお尋ねをします。

前回、これについては検証しないというふうなことを言われていたんですけども、子供にとって、長時間過ごす学校がなくなるかどうか、統廃合に、意見表明権、自己決定、子供の最善の利益に教育委員会、行政は答えてきたのかどうか。2年半に及ぶ市民を混乱させてきた原因は何かということを前回問いましたが、今は退職されました、次長がこれは検証しないという答弁をいただいたわけですが、それについて改めてお伺いします。

○教育部長 お答えします。

今お尋ねの、2年半に及んで市民を混乱させたということが、具体的に何を示しておられるのか明らかではございませんが、いずれにしましても、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の内容につきましては、三橋市長が公約に掲げられたまちづくりの方針に抵触する事項があったことから見直しすることとし、当該基本方針を廃止することとなったものでございまして、検証は行っておりません。

以上です。

○青木恒子 この間、人事では、部長も替わり、次長も辞められて大変だというふうに思いますが、多くの市民を混乱に巻き込んだ責任は重大と考えています。その検証をしないとなると、また同じ過ちを犯すのではないかと懸念されます。

非公開で行われた香芝市公有財産有効活用検討会議で、一部の市会議員、議長も含め、しかも全ての部長を含む2年半に及ぶこの会議の中で、学校再編計画は審議されてきました。これは、香芝市全体がそういうふうに関わってきたという事実はなかったことにはできません。

しかも、3校では地域説明会を、教育長や、教育部事務局が主催で行われ、住民からは全て反対意見が出されたにもかかわらず、その場で学校統廃合の方針でいくという説明をしてきた教育委員会の責任は重大です。

しかも、開示請求すると、2年半前からの二元代表制に違反するそういう取組、各部長の集まりで方針を出したことが明らかになり、市民の怒りが広がり、市長選挙では、この方針を見直すと公約された三橋市長が誕生したというふうに私は考えています。このような経過の中で、教育委員会や行政に対する不信が広がっています。信頼回復するには、検証や反省、誠実な対応が必要だと考えます。

私は、この教訓は、子供、教員、地域の声を無視した計画は破綻するのではないかという、そういうふうに思っています。それぞれの皆さんを考えることは違うかもしれません、トップダウンでは失敗する、ボトムアップで市民は元気になり成功するという、そういう教訓だと思います。

2番目について質問します。

本来ならば、学校運営協議会で十分審議すべきだったと思いますが、教育委員会が任命し、学校運営協議会で学校統廃合問題は審議されたのでしょうか。

○教育部長　学校運営協議会の所掌事項につきましては、香芝市学校運営協議会規則第4条で規定されており、学校施設の再編等についてはその所掌事項に含まれないため、学校運営協議会での審議は行っておりません。

以上です。

○青木恒子　再編とかそういうことについては、それは予算とかもありますから、そこで決めるわけにはいかないと思いますけれども、しかし学校運営協議会の目的である保護者、地域住民の学校運営への参画、保護者などが参加していくということは大事だと、学校と信頼関係を結ぶ上で大事だということを目的で書いているわけですから、自分の地域の学校がなくなるか存続するかというのはとても大きな課題ですが、それが審議事項に当たらないわけがないというふうに思います。

次の質問に進みます。

そしてまた2条の3のところに書いてありますように、教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるように必要な情報提供に努めなければならない、この情報を提供しなければならなかったわけです。あえて、市民が学校説明会を開けという前に、この審議会の中で審議していくという順番を間違えたのではないかというふうに思います。

また、この問題、総括のほうを引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、小中新入生標準服無償化事業についてお尋ねします。

子供や保護者は、この事業について、どのような声をつかんでおられますでしょうか。

○教育部長　香芝市立小中学校新入生標準服無償化事業に係る子供や保護者からの声につきましては、主に学校の教員を通じて把握しておりますが、また指定販売店を通じての声としましても把握しております、物価高騰の折りで、このような補助があると助かりますという声は聞いております。

以上です。

○青木恒子　私も、ぜひ子供の意見表明権ということで、子供の声を聞きたいと思い、今、9年目にこども食堂を行っているわけですが、ついこの間の日曜日も開催し、100名近い方といつも話をするという機会に恵まれています。

この服装について、子供の意見ということで、こういうことが出ていました。その子は、めっちゃ腹が立つと。クラスのほとんどが嫌がっている。標準服登校は、夏休み前に子供に説明があったのですが、その説明の内容は、香芝市と校長がこういうふうに変わるんだということを言っているという担任からの説明があったそうです。そして、9月はめっちゃ暑くて、スカートの下のズボンもはいていると。ますます暑いと、そういう声も聞いています。そして、ブラウスは長袖しかないので、私もこの9月の当時見ましたら、長袖を着て登校している児童の姿を見ました。動きにくくて遊びにくいというのが子供の意見であります。確かに、それを喜んでいる子供さんもおられると思うんですが、私のほうに声がかかってきた

人はそうではありませんでした。

次に、2つ目の質問に入ります。

各学校で標準服、制服の検討委員会は設置されたのでしょうか。そして、教職員の声はどのようなものであったのか教えてください。

○教育部長 お答えします。

この香芝市立小中学校新入生標準服無償化事業の実施に当たりましては、検討委員会等は設置されておりません。標準服、制服等の検討委員会は、標準服等を新たに設定したり変更したりする場合においては設置がされる場合もありますが、今回につきましては設置はされておりません。

以上です。

○青木恒子 そういう意味で、先生たちもきっと混乱されたと思うから、子供たちへの指導も満遍なくできていないというのが、子供の声を聞いていて思ったところです。

そして、子供にこんなことを教えてもらいました。先生に、自分の意見を聞いて、すぐくうれしかったことがあると。どんなことなのかと聞いたら、男子の茶ズボンを体操ズボンにしてほしいと要請したときに、ああいいよ、ということになったんですけども、それがすぐくうれしかったにもかからず、今度は急に茶のズボンに替えていくという、そういうことでがっかりされていたと、そういうことです。

ぜひとも、この問題も含めてですけれども、やはりトップダウンじゃなくて、声を聞いてやってくということが成功の鍵かなというふうに思いました。

年度途中で、各校長より、学校生活における服装についての配付があったというふうに思います。その理由について教えてください。

○教育部長 学校におきまして、服装に関する指導に当たっては、標準服や体操服が定められていることについては、児童及び生徒に対して、服装の観点から社会生活上の規律に関する教育的な側面があり、礼節を尊重する態度や、公共意識の醸成、時と場合に応じた判断力の育成等を狙いとしているほか、身体の可動領域を考慮した上での機能性や清潔な衛生状態を確保するとともに、当該児童または生徒の所属を表す目的も併せ持っているということを理解した上で、適切に対応することについて以前より確認しておりましたが、学校ごとの対応が異なる部分があったために、当時、改めて校長会において、この目的を共有し、足並みをそろえることとしたものでございます。

以上です。

○青木恒子 まず、このことも子供から声を聞くべきではないかというふうに思います。保護者のほうからは、生活のしおりが4月に配付されて、体操服登校だと書かれていて、式では標準服と。年度途中に突然、標準服で登校ということで、ルールが増え過ぎて子供がとても窮屈になっているという声がありました。

また、標準服の無償化は、小学校1年生と中学校1年生だけです。それ以外の人はないわけですけれども、その費用が1.5倍に膨らんだと、そういう親御さんもいらっしゃいました。

そして、大阪から移住してきた人なんかは、標準服は要らないのではないかと、多様な考え方がある中で、こういうふうなことを押しつけていくということについては、ますます学校に行きづらくなる子供が増えるのではないかと危惧しています。

教育委員会で議論したかどうかということについては、教育委員会ではこの服装についての議論、子供たちに配付したプリントがあるわけですが、それについては議論をされたんでしょうか。

○教育部長 教育委員会事務局において議論を行った上で、標準服や体操服が定められていることについては、児童及び生徒に対して、服装の観点から社会生活上の規律に関する教育的な側面があり、礼節を尊重する態度や公共意識の醸成、時と場合に応じた判断力の育成を狙いとしているほか、身体の可動領域を考慮した上での機能性や清潔な衛生状態を確保するとともに、当該児童または生徒の所属を表す目的も併せ持っているということを、改めて共有しております。

以上です。

○青木恒子 このことも含めて、上のほうはこういう狙いがあると。しかし、子供たちのほうでは納得がいかないと。やはり、子どもの権利条約、意見表明権を大事にしてこそ教育は保障されるんだなというふうに思います。

じゃあ、それではポロシャツについて、無償化事業に含まれるのかどうかお尋ねします。

○教育部長 ポロシャツにつきましては、学校が標準服として定めているものであれば、ポロシャツも香芝市立小中学校新入生標準服無償化事業の対象としており、また新たに対象とすることも考えられるものでございます。

以上です。

○青木恒子 ポロシャツ、よろしくお願ひします。

そして、体操服は、もちろんこれは、質問が前後しましたが、含まれるということでよろしいでしょうか。

○教育部長 体操服につきましては、令和7年6月香芝市議会定例会における三橋市長の行政報告において、兄弟姉妹のいわゆるお下がりを使用するなど、標準服を購入する必要がない場合においては、体操服等を選択することができるようになるなど、さらなる性能の充実を図っていくとあったとおり、各ご家庭によって異なる状況に対して、より柔軟に対応できるようにすることを狙いとして考えております。

以上です。

○青木恒子 確かに、これは市長の公約ということで実施されたわけですけれども、やはり十分な審議をしていかなければ、後になってポロシャツオーケー、そして体操服オーケーという、そういうふうな不備な点が出てくるということになりますから、十分な審議をもって新しい政策をしていくということでおよろしくお願ひしたいと思います。

次は、防犯カメラについて質問します。

防犯カメラの設置について、子どもの権利条約からいうと、子供の意見表明権、自己決定

権、保護者、教職員の声は、どのようなものがあると考えられますか。

○教育部長 子供や保護者からは、特に意見はいただいておりませんが、学校からは今までになかった防犯対策であることから、学校としては喜んでいますとの意見を聞いております。

以上です。

○青木恒子 学校としては喜んでいるというのは、これは職員会議で決められた内容でしょうか。そして、この問題について、学校運営協議会で諮られたのでしょうか。このことがすごく大事だというふうに思います。

この間、こども食堂でお聞きした子供の声は、中学生から聞いたのは、まるでこれは留置所やないかと。そして、いじめなら防犯カメラがあるところでは起こせへん、トイレとか見えないところやと思う。そして、女子はプールなど、教室で着替えたら、必ず廊下を通るから嫌やと。防犯カメラでいじめのことを見るんだったら、先生の目で見てほしいわという声がありました。そういう声を、ぜひともやはり生かしていただきたいというふうに思います。

保護者の声としては、子供や教員への説明不足ではないかと。目的、設置場所、撮影範囲、映像保存期間、利用目的を明確に説明すべきではないかと、そういうふうに声が出ています。そして、すぐに警察と連絡して犯人扱いされるのは不安だという声もあります。

カメラ設置についての説明、またこれはいつ行われるのかということについては、まだ計画はされていないんでしょうか。

○教育部長 具体的な計画等については、まだ検討中でございます。

○青木恒子 そういうことで、文科省のほうでも、これは本当に慎重にしなければならないと、そういうことで、どこともが言っている問題であります。香芝市だけが最初にしていいものでもないので、十分な審議を抜きにこれをした場合、やはり大変な市民からの不安、不信が沸き起こるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

そうしたら、防犯カメラを設置することについて……。

ちょっと飛ばしていきます。すみません。

また、この問題については、またいろんな情報を資料としていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

「二上山産業廃棄物問題 資料添付」

○青木恒子 二上山の産廃、産業廃棄物処理問題についてお伺いします。

二上山周辺で開発行為が本当に広がっているというところで、この間ずっと質問していましたが、さらに広がっているというのがよく分かり、質問し続けていきたいというふうに思います。

国会の環境委員会で、共産党のほうで質問して、水質検査をしないといった県が、6月2

0日に竹田川で検査を行いました。市民団体も、この間、二十数回水を採取して、専門機関で検査をしてきました。

香芝市においても、6月議会で、8月に竹田川の上流で水質検査を行うという市民に寄り添った前向きな回答をいただき、市民もとても喜んでいるところです。**香芝市の水質検査について、いつ、どの場所で、誰が採取して、どこが検査を行うのか、それを教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。**

○市民環境部長 **水質検査ですが、令和7年8月18日に検査を実施してございます。本市においては、幾つかの地点で採水による水質検査を実施してございますが、そのうち竹田川の採水場所といたしましては、高山台ののかみ公園南側付近及びその上流部の国道165号と交差する付近の2か所であります。**

あと、これは体制とかを聞かれましたか。水質検査は、香芝市環境基本計画に基づき、安全・安心な生活環境の保全施策として、水環境の保全事業における水質汚濁の防止を目的に、本市が国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関である事業者に委託して実施してございます。

今回の水質検査では、竹田川の採水場所を変更していることから、現地を確認するため、本市の市民環境部環境政策課の職員が立会いをしました。

以上でございます。

○青木恒子 本当に、市民の声に寄り添っていただきありがとうございます。

水質検査の結果はどのような内容でしたでしょうか。

○市民環境部長 **水質検査の結果につきましては、委託している事業者から、令和7年9月下旬頃に報告書が提出される予定でございます。現時点では確認できていません。**

以上でございます。

○青木恒子 また9月のときの資料を楽しみにしております。

そうしたら、質問の4つ目ですが、水質検査の検査項目はどのようなものでしょうか。

○市民環境部長 水質検査における検査項目は、BOD、生物化学的酸素要求量、DO、溶存酸素量、SS、浮遊物質量、大腸菌数などの14項目でございます。

以上です。

○青木恒子 水質検査は、たくさんの項目があるので難しいところがあると思うんですが、よろしくお願ひします。

次に移ります。

自然保護委員会と二上山の自然を愛する会との合同の水質調査プロジェクトチームで、2022年より20回近く水質調査を行ってまいりました。竹田川において独自で実施した水質検査では、COD、窒素含有量、TH、電気伝導率なんかを確認しているところです。

これらの項目の中では、水質が汚染されているという数値がたくさん出ているわけですが、水質が汚染されているという状況に、この一番最後のこの資料を見てほしいんですが、このプロジェクトチームが検査した資料が後ろに入っていると思います。そして、水質検査

をした場所については、一番最後に載っていると思うんですが、これを見ていただいて分かりますように、このC O Dの数値が140で驚いていたわけですが、それが何とこの2025年7月23日には210という異常な数値が出されました。

そして、電気伝導率というのが右端にあるんですが、水に電流が流れやすいかどうかという検査です。その中に、塩化イオンとかナトリウムイオンが多いと数値が高くなってきます。そして、このイオンという数値は汚染の指標になっています。大体、飲み水の水道が1リットル当たり200ミリグラムぐらいの量です。それがこここの11月20日では1万4,000、そして2025年7月23日には1万1,870、23日は1万2,000、1万0,310と、日々こういうふうに変動するというのが水質検査ですので、ずっとこの間、取っているのが状況です。

こういうふうな形で質問してきたから、この数値は下がるのかなと思いましたところ、まだまだ進んでいっているという、そういう状況がこのチームの中で明らかになってきました。

そして、このC O Dなんかも、排出基準は大体25ミリグラム・パー・リットルということですでの、150、140、そして210というのは異常な数値というふうなことになると思います。この数値をもって、県のほうにもプロジェクトチームはお話に行っているというふうに聞いているところです。

こういうふうに、水が汚染されている実態というのは明らかでありますし、その上にあるのは、果樹園と産業廃棄物処理場しかないという、そこから流れ出た水質ですので、本当に怪しい限りだというふうに思っているところです。

水について、先ほど、これを見ていただこうと思って出しました。水質検査の項目は、日によって随分違うわけですから、たくさんこれをしなければ明らかにならないというふうに考えているので、今後も、市民と共に一緒にまたこの検査も進めていきたいというふうに思います。

市の水質検査は、また継続して実施していただき、奈良県と情報を共有していただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いします。

そうしたら、次、市民から水質検査の結果を公表してほしいとの意見が出ています。

香芝市の水質検査の結果は、9月下旬と聞いていますが、分かり次第、水質を心配されている方々が多いですので、ぜひともホームページに掲載していただきたいというふうに思います。

また、県も1日だけ検査したんですけども、6月20日、同じ日に検査をしています。しかし数値が違うという。それは、朝採るか夕方採るかで違うわけですけれども、そういう本当に数値が明らかに違うということについては、納得できないなというふうに考えているところですので、香芝市の水質検査、さらに続けていっていただきますようよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、次、2番目の気候温暖化による災害時の盛土についてお尋ねします。

二上山の開発が本当に進んでいます。令和7年4月に本市から奈良県に意見照会で回答

した、森林法に基づく開発行為の許可申請はどのような内容があったのか教えてください。

○市民環境部長 民間企業の営業に関する内容であるため、お答えすることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○青木恒子 これはホームページで見たらすぐ分かるんですけども、ホームページによると、開発行為の許可申請は約8.6ヘクタールにて、小菊などづくりの栽培地造成整備が4年にかけて行われるという内容でした。本当にびっくりしました。果樹園だけでもびっくりしたんですが、次は小菊に取りかかるという、そういう状況です。さらに開発が進めば、土砂災害が心配されます。

二上山にある産業廃棄物の中間処理場では、開発総面積が70ヘクタールあり、1980年から採石事業、石を掘って始まり、その後、汚泥の産廃が全国から持ち込まれています。二上山にある産業廃棄物中間処理場では、開発総面積が70ヘクタールあり、1980年からこういうふうに広がってきてています。

事業所の年間処理は100万トン以上です。しかも、それは中間処理も行わずに100%再資源化をうたい、外には持ち出さず、最終処理場になっています。7年間で700万トンの土がどこかに埋められ、積み上げられているということになります。ちなみに、100万トンというのは想像できなかったので調べますと、東京ドームの120個分だそうです。700万トンですから、東京ドーム840個分の土が増え続けていっていることになります。想像以上の膨大な量に、市民の不安は募るばかりです。

気候温暖化により8月の熊本の線状降水帯が発生して、そして3時間で8月の1か月分の降水量が降るという、そして各地で土砂災害が起り、たくさんの方が亡くなられているという、そういう状況があります。

気候温暖化とともに、どこで起きてても不思議ではない線状降水帯ですが、近隣住民は開発行為における盛土が崩壊することによる災害の発生をとても心配しています。ぜひとも、令和7年6月の香芝市定例議会の一般質問の答弁において、森林法に基づく開発行為に係る本市から奈良県に対する意見書で、大規模な盛土による崩落などの災害にならないように申請者に指導することを意見していると聞きましたが、香芝市において申請者に指導などはできないのでしょうか。

○市民環境部長 森林法に規定された開発行為を行う際には、知事の許可が必要となります。森林法の規定や許可の条件に違反するなどした場合には、奈良県の責任において、開発行為の中止や復旧に必要な行為をすべきなど、必要な措置を取るべき命令などが行われるものと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 近隣住民は、二上山周辺での開発行為における盛土が崩壊するような災害の発生を本当に心配しています。市民の命に関わる重要な課題だと考えています。

本市から奈良県に対して、大規模な盛土に対する崩落などの災害にならないように、奈良

県から申請者に指導することを継続して意見する必要があると思いますので、これについてはよろしくお願ひしたいと思います。

大きな責任は、許認可した県にあります。県にあるのは十分分かっています。水質検査では竹田川上流での検査を市民に寄り添ってしていただいたわけです。土砂災害においても、市民の安心・安全を守るために、香芝としてもできることをぜひとも示してほしいんですが、いかがでしょうか。

○市民環境部長 検討してまいります。

以上です。

○青木恒子 よろしくお願ひしたいと思います。

本当に、私も調べれば、すごい量の盛土になっているということを見て、本当に恐ろしいなというふうに思ったところです。ぜひとも、この問題については、市民の大きな関心事でするので、ぜひとも行政としても前向きに取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

発言を終わりたいと思います。